

一宮温泉病院 訪問リハビリテーション事業所 (介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人桃花会が開設する一宮温泉病院在宅支援センター訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 一宮温泉病院 訪問リハビリテーション事業所
- （2）所在地 ： 山梨県笛吹市一宮町坪井 1745

（職員の職種、職員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管 理 者：1名（医師）

＜業務内容＞医療・管理

機能訓練指導員：理学療法士・作業療法士もしくは言語聴覚士の常勤 1名以上

＜業務内容＞訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリ提供

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営 業 日：月曜日～金曜日

祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休み。

- （2）営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

（利用料等その他の費用の額）

第7条 リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
一律1回につき170円とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、笛吹市全域、甲州市全域、山梨市（牧丘、三富地区は除く）甲府市東部（琢美地区・東地区・里垣地区・玉諸地区）とする。
※エリア外は要相談

（相談・苦情処理）

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故発生時の対応）

第10条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年 4 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人桃花会一宮温泉病院が定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

2 虐待防止のための対策を検討する会議を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、虐待防止のための研修及び学習会を定期的に開催する。

3 虐待防止のための指針の整備

4 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

5 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(ハラスメントに関する事項)

第14条 事業者は、適切なサービスの提供を確保しながら、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認める場合や利用者、利用者の家族等が指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討する。

（感染症の予防及びまん延防止に関する事項）

第 15 条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催する。その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

（業務継続計画の策定等）

第 16 条

感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。） 策定し、その計画に従い必要な措置を講じる

- 2 その計画を従業員へ周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 事業所は定期的に会議を通して、業務継続計画を見直す。

附 則

この規定は、令和2年2月16日から施行する。

この規定は、令和4年2月16日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年9月1日から施行する。